

平成 31 年度

事業計画書

社会福祉法人 ふるさと

# 社会福祉法人ふるさと

## 平成31年度事業計画書

### 1. 基本方針

平成**29**年**4**月に全面施行された改正社会福祉法によって、社会福祉法人にまつわる諸制度が大きく変革されてから**2**年が経過する本年度は、新理事にとって初めての改選の年にあたる。経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性向上、財務規律強化、地域における公益的取り組み実施の責務、といった課題にいかに向き合ったかを評価されると同時に、この**2**年間で取り組んだ基盤づくりを今後どう展開するかが問われる時でもある。当法人においては、昨年度までに取り組んできた「中期計画の策定」「基幹規程の整備による意思決定及び経理の統制プロセスの構築」「人材育成と定着」「生産性向上と業務改善」といった取り組みをさらに進め、公費を用いて事業を行う極めて公益的性格の強い法人に相応しい組織構造を確立することを目指したい。

現在、国では現役世代の人口が急減する**2040**年を見据えた社会保障改革の議論を進めている。その中に、我々社会福祉法人に課せられる課題として『組織マネジメント改革』がある。これはまさしく、制度や現場ありきで施設運営を行ってきた措置時代の古き体質から、時代や環境の変化を読み解き、持てる経営資源を活かして地域社会に貢献できる法人へと変貌しない限り、生き残ることが難しくなるという宣告に等しい。さらには、国の財政制度等審議会の『新たな財政健全化計画等に関する建議』として挙げられていた『介護サービス事業者経営主体の統合・再編』が、平成**30**年度における厚生労働省の『医療・福祉サービスの改革タスクフォース』の一つとして明確に取り上げられたことなどを考えれば、まさに社会福祉法人淘汰の時代が始まると言っても過言ではない。

こうした経営体質の変革や強化を求められる一方、現在最も大きな経営課題が人材確保の問題である。昨年秋の長崎県の有効求人倍率は全職種の**1.09**倍に対し、介護職種は**1.98**倍と約**2**倍となった。特に人口減少が進む西海市では、その確保は相当困難な状況にあり、実際、人材確保難等が原因で**2**ヶ所のグループホームが閉鎖するなど、その事態は深刻さを増している。現在、当法人も求人には、昨年度の計画にあった介護助手の採用や広報、派遣会社の活用等、現状ででき得る限りの手段を講じているものの、ここ**2**年間は夜勤可能な職員の雇用ができない状態が続いており、このままでは、残る選択肢が入所制限しかない、という事態を招きかねない。本年度も引き続き、これまでの求人活動を続けながら、既存職員のメンタルケア対策など、確保と定着には最優先で取り組みたい。

そうした中、国では『新しい経済政策パッケージ』として、本年**10**月に行われる消費税**10%**への引き上げによる増収分を財源として、“勤続**10**年以上の介護福祉士について月**8**万円の処遇改善を行うことを算定根拠とした新たな処遇改善加算”の創設を決定した。本加算の取得には、介護の質とも連動するよう他の加算の取得状況が大きく関わることとなったが、幸い当法人では、施設並びに各事業所において最高位の加算を取得しており、新たな処遇改善加算でも最も高い加算を取得できる公算が大きい。今秋には、本加算を活用し、現在、懸命に利用者のために業務にあたっている職員に、少しでも報いられるような処遇改善計画を立て、今後の意欲向上につなげていきたい。また、現在厚生労働省では、深刻な人出不足への対策の一つとして、『介護現場革新プラン』と称し、現場における生産性向上に向けた支援や**ICT**の導入支援を進めている。当法人においても、業務プロセスの見直しや、**ICT**の導入は、現場の負担を軽減し、生産性を向上させる上で、必要不可欠なものと考えており、今後こうした支援策も積極的に活用したい。

業務の効率化や生産性の向上と併せ、自立支援に基づく介護の質の向上というテーマは車の両輪と言える。効率化のためにサービスの質を落としては本末転倒であり、長期的に見れば評判を落とし、収益の低下を招く結果になるのは自明である。厚生労働省では、本年度『科学的介護裏付けに基づいた介護のデータベース化』に多くの予算を付けた。これは、「介護の質」を「アウトカム（成果）」により、評価する事業所評価制度の導入に向けた準備に他ならない。評価制度は、次回の報酬改正となる**2021**年に導入されることが予定されていて、今後、この流れ（自立支援・重度化防止・要介護度改善）についていくことができなければ“負け組”となることは必至である。経営に大きく影響を与える現実の制度・政策となることを認識し、実践論をスタートさせたい。また、介護報酬への影響だけでなく、法人の未来を担う次世代の育成という意味でも「お世話型介護」から「再自立支援介護（リエイブルメント・ケア）」の実践によるやりがいある介護現場の創生に取り組みたい。

このように様々な課題・問題が山積する中、それを乗り切るための大きな鍵となるのが組織力である。これまで**4**年間取り組んできた業務改善活動（**QC**活動）やコーチング、手探りで進めてきた人事考課制度や規程の整備などといった人材育成と組織統制の仕組みをいよいよ統合させ、職員一人ひとりの個性や能力を活かせる総合力として発揮していけるかどうか大きな岐路となる。その実現のためには、組織全体を俯瞰した総合的な改革が必要となるが、これには外部の専門家の力も借りながら客観性を持って進めていきたい。なぜなら、業務プロセスとケアの統一を主軸に、能力評価と連動した研修体系の整備、人事考課制度と労務管理の連携、意思決定プロセスの統制にかかる規程運用、これらを有機的に機能させるための組織研修等、網羅的・一体的に考える必要があるからである。

今後、社会保障制度の支え手が急減する人口減少時代に向けて、現在国は『**2040**

年を展望した社会保障・働き方改革本部』を設置し、前述した医療福祉サービス改革以外にも、健康寿命の延伸、高齢者雇用、地域共生社会という4つのタスクフォースを発足させた。このまま今までのやり方を続けていたのでは、行き詰まってしまうことが明白だからこそ、国としても新たな社会保障の仕組みを作ろうとしている。いわんや、その中心で事業活動をしている社会福祉法人は、なおさらである。来るべき新たな時代に対応し、地域共生社会の中核としての役割を担い地域社会に貢献することができる社会福祉法人になるためにも、全社一丸となってこの厳しい時代を乗り越えていく覚悟と行動を起こしていきたい。

以下、中期運営事業方針と昨年1月に策定した中期ビジョン及び本年度の基本方針を示す。

## ○ 事業運営方針（2017年－2021年）

### 1. 社会への使命

- (1) 誰もが住みたくなるまちづくり
  - ・生涯活躍のまちづくりへの参与
- (2) いつまでも安心して暮らせるまちづくり
  - ・地域包括ケア拠点としての使命
- (3) どんな時でも支えあえるまちづくり
  - ・生活に困っている方への援助

### 2. 利用者への使命

- (1) 家族とともに寄り添うケアづくり
  - ・利用者、家族の声をサービスに生かす仕組みづくり
- (2) ご利用者の暮らしを守るチームづくり
  - ・虐待を発生させない体制と教育
- (3) 常にサービスの質を高めるホームづくり
  - ・第三者評価制度を活用した業務改善への取り組み

### 3. 働く人への使命

- (1) 誰もが働きやすく、やりがいある職場づくり
  - ・処遇改善、福利厚生への積極的な取り組み
- (2) 才能を磨き、輝く人づくり
  - ・コーチングに基づく個を尊重した人材育成
- (3) 透明性と規律の高い組織づくり
  - ・社会福祉法人にふさわしい組織の構築

## ○ 中期ビジョン（2019年1月策定）

### I. 組織体系の整備

- (1) 業務フローの整備
- (2) 組織機能レベルの事業所間格差の解消
- II. 人材の確保・育成・定着
  - (1) 教育体系の整備
  - (2) 職員のメンタルフォロー充実
  - (3) 介護教室の活用
- III. 業務効率化の推進
  - (1) 介護ロボットの導入検討
  - (2) ICTによる事務効率の改善
- IV. 地域における福祉拠点
  - (1) 災害対応力を高めた地域拠点
  - (2) レスキューなどの福祉ニーズの対応強化
  - (3) 福祉教育による人材育成
- V. 新たな医療・福祉ニーズへの対応
  - (1) 医療連携の強化
  - (2) 総合事業の検討
  - (3) 配食サービスの検討
- VI. 現場の問題解決の推進
  - (1) 業務改善活動の継続と定着

○ 本年度方針

1. 効率的な事業運営による安定的な経営

特別養護老人ホームを母体施設として、ショートステイ、居宅介護支援事業、グループホーム（2事業所）、サポートセンターの6事業の稼働率の向上と適切な人事労務管理、並びに合理的な経費管理を行うことにより安定した経営を目指す。そのため、法人本部の機能をさらに高めることにより、施設・各事業所の管理業務をサポートできる体制づくりに努める。

2. 利用者本位を基本としたケアの質の向上

利用者本位に立ったケアを基本に、介護職のスキルに合わせて体系化された介護キャリア段位制度を活用し、知識・技能の平準化と、質の高い人材の育成を目指す。また、家族会との連携を密にしながら、本人・家族の声を十分反映したサービス提供に努める。

3. 職員教育の充実と組織力の向上

過去4年間学び取り組んできた業務改善活動を軸としたOJT（職場内研修）により、職域のチーム力及び問題解決能力の向上を目指す。また、全社的な組織構造構築への取り組みを通し、組織内コミュニケーションを図る研修を外部教育

機関にも協力を得て実施する。

#### 4. 職員満足と勤労意欲の向上

職員満足の高さと利用者本位のケアが両輪となっはじめて顧客（家族を含む）の満足度を向上させることができることから、介護職の処遇改善施策等を十二分に活用し、地域雇用の場を創出し、労働環境の改善を目指すとともに、キャリアパス制度に沿って職員の自己実現に寄与できる働きがいのある職場づくりを目指す。

#### 5. 法令遵守の徹底

不十分な管理体制によって起こる指定取り消しや労働基準法違反などによる行政処分などの事例が相次いでいる。関係法令、法人の定めた諸規定はもとより、法人の理念や職業倫理、社会的ルールを遵守した経営に努めるとともに、その実現のための取り組みを推進する。

#### 6. 防火・防災・防犯対策

想定できない火事や災害等への対策として、法人及び施設・事業所毎に策定している「消防計画」並びに「非常災害対策計画」に基づき、計画的な訓練を実施して万が一に備える。また、不審者に対する対応についても「不審者対応マニュアル」による訓練、並びに防犯対策設備の整備を進める。

#### 7. 地域への貢献

社会福祉法人としての地域における役割をこれまで以上に果たしていき、地域にとってなくてはならない社会資源として、また福祉サービスの中核的な担い手として地域福祉の向上に貢献する事業を推進する。

## 2. 分野別重点取り組み方針

	重点取り組み方針
ガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>内部管理体制の整備</b> コンプライアンス機能を高め、内部管理体制の整備を図る。また、意思決定及び支出プロセスの統制機能を整備する。</li> <li>・ <b>中期事業計画の策定</b> 中期ビジョン（2019年1月）に沿い、中期事業計画の策定に着手する</li> <li>・ <b>内部監査の導入準備</b> 法人及び施設・各事業所の執行状況についての内部監査導入に向けた準備を開始する</li> </ul>

<p>地域社会への貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>地域における福祉サービスの中核を担う社会福祉法人としての自覚を持ち、地域の福祉課題の把握と解決に取り組む</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①レスキュー事業（県経営協主体）への参加と支援活動の実施</li> <li>②介護予防出前講座を拡充（栄養士・介護職・看護師等による自立支援のための講義と演習を加える）</li> <li>③地域住民への支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の独居高齢者への誕生会や行事の招待</li> </ul> </li> <li>④介護サポーター・ボランティアの創出                     <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の雇用促進、利用者との懇親 次世代の利用につなげる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>自立支援介護</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>施設及び事業所ごとに求められる機能を見つめなおし、ご利用者の尊厳と自立支援を重視したケアの提供を目指す</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特養／排泄向上・看取りケア・口腔ケア・余暇活動・栄養ケアに係る QC 活動の定着                     <ul style="list-style-type: none"> <li>GH・2GH／認知症対応</li> <li>サポートセンター／利用者の QOL 及び満足度の向上</li> </ul> </li> <li>②ICT によるケア管理の推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>介護ロボット、眠りスキャンなどのケアカルテとの連動にむけた取組</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>安全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>リスクマネジメントの強化を図る</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①法人指針とマニュアルを見直し、事故対応ルーティン化及び防止策を講じる。緊急対応訓練の定期実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>GH 及び 2GH での離設事故対策の強化</li> </ul> </li> <li>②認知症ケアへの対応力向上</li> <li>③クレーム対応強化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>管理者・リーダーを中心に、クレーム事例等を学び習得する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>不適切ケア対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>不適切ケアの一掃と高齢者虐待防止の徹底</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体拘束・不適切ケアの撲滅のために、施設及び各事業所に身体的拘束等適正化委員会を設置し、毎月の主任リーダー会議（特養）、安全対策委員会（地域密着）で2ヶ月に一度の報告、事例検討、予防策を講じる。また、地域密着事業所においては3か月に一度、運営推進会議の場でも取り組みを報告する。</li> </ul> </li> </ul>

<p>ケア マネ ジ メント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>適切なケアマネジメントの実施と確実な介護への展開を図る</b>                  ケアマネジメントの理解促進を図り、ケアプランの重要性を再認識するとともに、チームケアに反映できる実戦力を身に着ける。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>①ケアマネのQC活動（記録、手順の作業効率化と各機関との連携を図る。）</li> <li>②現職員の資格取得支援                      6ヶ月間かけての施設内研修と外部研修の参加を支援し、現職員から1～2名合格者を出す。</li> <li>③ケアマネ会議にて施設及び各事業所のケアプランを相互検証し、質の向上を目指す</li> </ul> </li> </ul>
<p>防火 ・ 防災 ・ 防犯 対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>防火・防災・防犯意識の向上と対策強化の継続</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①火災予防対策                      法人合同での総合訓練実施及び夜間の招集訓練</li> <li>②防災対策                      BCP 計画での避難訓練（アクセス・駐車場の確保）、災害時の調理演習の実施及び備蓄品の整備</li> <li>③防犯対策                      地域、不審者マニュアルでの定期訓練実施</li> <li>④緊急連絡時の確保                      緊急連絡一斉メールの創設</li> </ul> </li> </ul>
<p>環境 衛生</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>衛生意識を高め感染症対策の徹底を図る</b>                  結核健診・インフルエンザ予防接種の実施。感染マニュアルの随時の見直し。感染症・医療情報の集約・予防対策の継続。介護職へのインフルエンザ予防接種費用の支援</li> <li>・ <b>快適な生活環境を提供する</b>                  施設内の清掃業務を行う介護サポーターを雇用し、施設外の清掃は業者委託する。</li> </ul>



<p>人材育成・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職種、能力、経験に合わせた研修体系の整備</li> <li>・ 組織力強化のための組織研修の実施</li> <li>・ QCサークル委員会の発足と活動の自律化を図る 業務改善（QC）活動を継続し、チームを主体とした課題解決能力の向上に取り組むことで、生産性の向上と組織力の強化を目指す</li> <li>・ 育成を主眼とした人事考課制度の整備と充実 働く意欲向上に資する目標面接を重視し、人事考課制度と連動した仕組みとするため、一連のプロセスの見直しを行う（考課期間の変更、評価者・面談者研修の充実）</li> <li>・ 自己実現を後押しする資格取得支援 キャリアアップ・モチベーションアップのための資格取得を支援する（介護福祉士・ケアマネ・管理栄養士・実践者研修・実務者研修・喀痰吸引研修他・アセッサー認定を1人/6ヶ月を目標）</li> </ul>
<p>労働環境の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 働きやすい職場、働きがいのある職場づくりのため、労働環境の改善に努める             <ul style="list-style-type: none"> <li>①勤務単位の変更に伴い、休日を1月9休とし年間休日を増加</li> <li>②年休取得率の引き上げ（有休5日/年の年休を取得義務化スタート） 目標 30%→35%を目指す</li> <li>③専門家監修のもと職員チームでオリジナルユニフォームを制作</li> <li>④職員旅行クラブへの助成：リフレッシュと懇親</li> <li>⑤健康指導として特養職員（介護職遅出）へ食事提供</li> <li>⑥外部機関と連携し職員のメンタルフォローの体制を整備する</li> </ul> </li> </ul>

### 3. 施設及び事業所別運営方針

#### ● 特別養護老人ホームふるさと（第一種社会福祉事業）

#### ショートステイふるさと（第二種社会福祉事業）

1. ユニット型「特別養護老人ホームふるさと」の特性を活かし、誰もが望む「安心して老後の生活をおくれる施設」として、さらにその機能を高め、地域福祉の拠点施設としての役割の維持向上に努める。
2. 在宅サービスとしての「ショートステイ」の有効的な運営と、施設入居待機者の確保のため積極的な受け入れを行う。

## ● グループホームふるさと・第2グループホームふるさと

### (第二種社会福祉事業)

1. 地域における「認知症ケア」の重要な社会的資源として、利用者様が「地域の中でなにげない日々の暮らしを家庭の延長のようにその人らしくおくれる」施設運営の実現に取り組む。
2. 介護情報サービスの公表制度及び地域密着型サービス評価制度に基づき、常に現在の業務体制やサービス内容に問題意識を持ち、質の高いサービスの提供のため日々の改善に努める。

## ● 小規模多機能ホームふるさと (第二種社会福祉事業)

1. 住み慣れた地域でなじみの関係を保ちながら、在宅で穏やかに暮らし続けることを支援するため、「通い」、「泊り」、「訪問」の3つの機能を駆使し、併設施設である「グループホームふるさと」はもちろん、地域や医療、関係機関と連携しながら、利用者視点に立った総合的かつ臨機応変な在宅サービスを実現する。
2. 介護情報サービスの公表制度及び地域密着型サービス評価制度に基づき、常に現在の業務体制やサービス内容に問題意識を持ち、質の高いサービスの提供のため日々の改善に努める。
3. 今後、介護予防事業の一部が自治体の総合事業に移行するのに伴い、小規模多機能型居宅介護事業所として総合事業及び地域支援事業にどのような事業可能性があるのかを探る。

## ● ふるさとレスキュー事業 (第二種社会福祉事業)

1. 長崎県社会福祉法人経営者協議会が主体となって運営する「生計困難者レスキュー事業」の西海・西彼ブロック幹事法人として、本事業の活用に積極的に関わり、地域における生活困窮者の支援に努める。

## ● 居宅介護支援センターふるさと (公益事業)

1. 介護保険制度の入り口である「居宅介護支援事業者」の役割は大きく、今後も積極的な利用者の拡大とサービス提供に努める。
2. 介護支援専門員を一名増員し、さらなる地域ニーズに対応した支援ができる体制をつくる。

3. 西海市の地域ケア会議への協力を通し、地域包括ケアシステム構築に貢献する。

### ● サービス付きシニアマンションふるさと（公益事業）

1. 高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを感じながら安心して暮らし続けることができるよう「高齢者の居住の安定確保に関する基本方針」に照らして、適切なサービスの提供と運営に努める。
2. 併設施設である「小規模多機能ホームふるさと」との連携により、高齢者にとって、より安心な住環境を実現する。

### 3. サービスの質の向上

1. 社会福祉法人の使命は「社会、地域における福祉の発展・充実」である。多様な福祉課題に柔軟かつ主体的な「利用者本位」のサービスを提供する。
2. 個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供の実現のため、リスクマネジメント体制の構築、人材育成等に取り組みサービスの質向上に努める。
3. サービスの質の向上と人材育成の一環として資格の取得奨励や専門研修の受講を支援し、サービスに対する客観的エビデンスを確立する。

### 4. 介護事業の経営上の課題

1. 施設及び各事業所の稼働率を限りなく100パーセントに近づける努力をする。そのため、家族、医療機関との連携により状況に合わせた適切なベッドコントロールに努める。また常に入居待機者を把握し、スムーズな入退所に心がける。
2. 人材確保が難しい雇用情勢が続く中、求人採用にあらゆる対策を講じるとともに、離職者を極力出さないよう、人事異動による人員体制の調整や面談によるフォロー等、職員の士気維持や労働環境の改善には最優先で取り組む。
3. 介護の質の評価制度の導入が進む中、施設及び各事業所において取得すべき加算にしっかりと対応できるよう取り組む。
3. 施設及び各事業所においては、地域における福祉ニーズの情報収集に努め、適切なケアマネジメントによるサービス援助を行う。
4. **2025** 年に向け、西海市が推進する地域包括ケアシステムにおいて、当法人の有する機能・役割をもって積極的に関わっていく。

# 平成 31 年度 事業計画書

## (特別養護老人ホームふるさと・短期入所生活介護)

### 1 基本方針

介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、ユニットケアを生活の場として、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

施設は、地域や安定した経営体制を確立するとともに、地域における介護保険施設、その他の福祉、医療サービス機関と密接な連携に努め、その中核的機関として質の高い介護サービスを提供するものとする。

### 2 分野別重点取り組み方針

	重点取り組み方針
自立支援介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《目標》</li> <li>・24時間シートの活用と統一したケアを提供する。</li> <li>《目標達成計画》</li> <li>・24時間シートの見直しはケアプランの見直し時に行い、状態に変化があった際はシートにその都度記入、修正する事で、状態の変化に応じたケアを提供する。</li> <li>《目標》</li> <li>・個々に応じた排泄支援を行う。</li> <li>《目標達成計画》</li> <li>・毎月の排泄向上委員会を中心に、個々にあった排泄自立支援を検討する。また便秘傾向の利用者に対して自然排便を目指す取り組みを実施する。</li> <li>《目標》</li> <li>・生活に楽しみをもっていただけるような年間行事、レクリエーションを実施する。</li> <li>《目標達成計画》</li> <li>・利用者の個々の楽しみを見つけて、ドライブや行事、レクリエーションの計画を立て、日々充実した生活を送って頂けるように支援していく。利用者の個々の楽しみを見つけて、日々充実した生活を送れるよう、24時間シートに基づいてケアの統一を図る。</li> </ul>

安全対策	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故を未然に防げるように、常に危険を考えて、ヒヤリハットをもとに安全対策の検討を徹底する。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒヤリハットの記入や事故事例の検討、他職種・フロア職員からの意見や対策などチームとして事例検討、防止対策を検討する。</li> <li>・事故発生後は速やかな報告と事故発生前の兆候はなかったか、事故を検証することで再発防止に繋げる。</li> </ul>
不適切ケア対策	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の事故防止委員会と合わせて身体的拘束等適正化検討委員会を継続実施し、現在のケアの実施状況や不適切ケアに繋がるようなケアが行われていないか検討する。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の中で不適切ケアが行われないよう主任やリーダーが中心となり、真摯に利用者の声に耳を傾け、自身の行動確認を行えるように、さらに職員同士で注意し合える関係づくりを行う。</li> <li>・職員の精神的な安定を図るために、職員同士声を掛け合いながら、助け合い、利用者に安心して生活が送れるように支援する。</li> <li>・不適切ケア防止対策として研修・指導を徹底する。</li> </ul>
ケアマネジメント	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所前の受け入れ準備を確実にする。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所前には他職種でのフロア会議で情報を共有し、受け入れがスムーズにいくような体制作りを継続する。</li> </ul> <p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早めにケアカンファレンス実施の計画を立て、各フロア職域で調整する。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングからカンファレンスを計画的に予定、調整する。</li> <li>・入退所に基づく利用者の情報共有（カンファレンス）を密に行い、支援体制を強化する。</li> <li>・ケアプランに関する「経過記録」について、パソコンソフトなどでの記録方法の見直しを行う。</li> </ul>

環境衛生	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な生活環境を提供する。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サポーターと連携を図り、常に清潔・整頓を心がけ、利用者が快適に生活できるように清掃を徹底する。</li> <li>・業務中にその場ですぐ出来る掃除を行うよう一人ひとりが意識して行う。</li> <li>・常に施設の清潔・整頓を心がけ、利用者が快適に生活できるように、職員による清掃チェックとそのフォローを確実にを行う。</li> <li>・感染予防対策として、毎月の感染対策委員会を中心に、全職員に研修指導を行い、「持ち込まない・拡げない・持ち出さない」の感染予防三原則を実践する。</li> </ul>
防火・防災・防犯対策	<p>《目標》</p> <p>災害時訓練を実施する。</p> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練・防犯訓練・不審者対応・災害訓練の計画の年間計画を立て、職員が訓練の意義、行動を理解して、全ての職員が対応出来るようする。</li> <li>・<b>BCP</b> 計画に基づく災害訓練の実施。</li> <li>・毎月の夜間想定防災訓練を継続実施する。また、災害避難計画に沿っての避難訓練及び防犯対策としての不審者対応訓練を実施し、確実に個々のスキルとして定着できるようにする。</li> </ul>
人材育成	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護技術の研修や知識向上を目指す。</li> </ul> <p>《達成目標計画》</p> <p>主任リーダーを中心に介護技術（基本技術・認知症ケア・緊急対応訓練・看取りケア・不適切ケア防止）の研修、勉強会を開催する。</p> <p>《目標》</p> <p>QC活動の継続と定着。</p> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の業務の中で、業務改善に取り組めるようチームでQCサイクルを回し問題解決に取り組む。</li> </ul>
地域貢献・交流	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レスキュー事業の関係機関との密な連絡体制を築き、生計困難者に対する支援を継続する。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック会議を開催し、相談受付後の流れを検討する。</li> </ul> <p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の人材確保と育成を目指す。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の幼児・小学生・中学生の施設訪問や交流学习を積極的に実施し、「介護」の普及に努める。</li> </ul>

施設管理	<< 目標 >> ・施設内外の営繕と備品の管理 << 目標達成計画 >> ・施設内外の不良箇所、及び車両（車椅子含む）と介護機器、電化製品等の異常がないか定期的にチェックを行い、不良箇所や製品等は速やかに修理を行う。 ・必要物品等の購入検討を行う。
------	--

### 3 介護サービス目標

- (1) 利用者が日々意欲をもって穏やかに生活を過ごしていただけるように、必要な支援と介護を行う。
- (2) 認知症に対しての、正しい理解と、人権を尊重し受容する事に努める。
- (3) 職員は、日々積極的に活動し利用者の心身機能の維持、健康増進、障害の回復等、利用者の意志に沿った「介護サービス計画（ケアプラン）」を作成し、自立支援に努める。  
 ＊職員は、それぞれの職務において法人理念である「共助共援」「和」と「思いやり」の指標をもって、利用者に接し、個々の問題解決や心理的・社会的ニーズの充足を図り、生活意欲を推進する。  
 ＊終末ケア（看取りケア）においては、「看取りに関する指針」に基づき出来る限りの援助に努め、安らかな終末を迎えていただく。  
 ＊職員は、同一目標のもとに一致協力して、一人一人の利用者のよりよい介護サービスに努力する。
- (4) 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないよう努める。（利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむをえない場合を除く。）
- (5) 人権擁護、虐待防止等のため、職員の知識の向上と環境の整備に努める。

### 4 利用者の処遇内容

- (1) 日常生活面での配慮

#### 居室の整備

- ＊個々のプライバシーを守る。
- ＊利用者の私物・所持品を可能な限り認め、これを身近に置くことで安心感を持っていただく。
- ＊身近の整理整頓・臭気排除のため換気・通風等に留意する。

#### 衣類

- ＊常に清潔保持に配慮する。
- ＊利用者の要望に応じて選択できるように、必要時にショッピングを楽しんでいただく。

- \* 四季折々、衣替えの時期には家族に協力を依頼し、面会を兼ねて衣類の整理、衣裳ケースの整頓を利用者と一緒に行っていただく。

## (2) 食事

- \* 利用者の希望や食習慣を加味し、健康保持のために、管理栄養士の献立表をもとに給食委員会にて更に検討を加え、四季折々の新鮮な野菜・果物・鮮魚等、季節にさきがけて提供し、食生活にうるおいを持たせる。特に郷土料理を盛り込んだ楽しい行事食・おやつ等には趣向をこらす等留意する。
- \* 管理栄養士による各利用者の「栄養ケア計画（栄養ケアプラン）」の策定・計画に基づく栄養管理や定期的な評価・見直しといった一連のプロセスを行う栄養ケアマネジメントを実施する。また、主治医の医療管理のもと病状に即した療養食や経管栄養食等の提供を行う。
- \* 行事食では、毎月の誕生会・お楽しみ献立・おやつ作り等の会食を通じて利用者間の交流を一層深めていただく。
- \* 毎日離床して各ユニットで食事ができるよう、また、準備から後片付けなども楽しみながら行えるように支援する。
- \* 嗜好調査を年2回実施し献立に取り入れる。

## (3) 介護・介助

- \* 利用者の排泄・食事・入浴・衣類の着脱・身辺整理・私物の管理・歩行等あらゆる生活面において自立できるように、職員が常に専門的知識・技術を研修し学びながら、身体上・精神上的の支えとなるように努める。
- \* 褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、予防する体制を整備する。

## (4) 災害対策・防犯対策

- \* 法人の非常災害対策計画に沿った避難訓練を実施する。  
防災・防火設備の点検励行、月1回の避難訓練、年2回の総合訓練を実施すると共に、夜間における緊急出動訓練、並びに避難訓練を随時実施する。また、地元関係者との防災対策懇談会を設け、協力体制の確立を図る。
- \* 夜勤者4名、管理宿直1名を配置し、夜間における防災管理体制を確立する。
- \* 非常災害時に備えての非常食や生活必需品を備蓄する。
- \* 不審者対応マニュアルに沿った対策及び訓練を実施する。

## (5) 保健医療

### 保健衛生

- \* 利用者の健康状態の把握、環境整備、衛生管理を徹底する。利用者、職員は、「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策指針」及び「感染症対策マニュアル」に基づき、感染予防に努める。特に厨房関係では食品管理、消毒、殺虫等実施するなど細心の注意を払う。
- \* 利用者は年1回の健康診断（結核健康診断）とインフルエンザ等の予防接種を行なう。



## 疾病の治療

\* 嘱託医の定期検診（週 1 回）を行い、必要に応じ随時往診し、状態によっては専門医へ診療並びに入院を行う。

## 看護師

\* 医師の指示により、患部治療・投薬・検査または利用者の個々の健康・衛生に関する支援等を行う。

\* 急性期、夜間体制や看取りケアについては、必要に応じて協力医療機関などと連携を図り必要な処置を行う。

\* 利用者の必要に応じ、嘱託医の指示の下、所定の研修に基づき、看護職員・介護職員協働による経管栄養・口腔内吸引を実施する。

## 機能回復訓練

\* 機能回復訓練指導員により、各利用者の「個別機能訓練計画書」作成し、各種の物理療法と訓練を行い、残存機能の維持向上を図る。また、日常生活基本的動作訓練、作業療法を行い在宅復帰に向けての自立を支援する。

## (6) 趣味活動・レクリエーション

\* 個々の趣味活動、及び楽しいレクリエーション（絵画・手芸・カラオケ・園芸・おやつ作りなど）等の積極的参加を呼びかける。

\* 地域での諸行事等に積極的に参加し、レクリエーション活動として郷里めぐりや、ドライブを行うなど外出の機会を増やし楽しみを持っていただく。

\* 教養講座の一つとして、町内の 5 ヶ寺に月一回のご法話を依頼し教養を深めていただく。

## 5 ホームの管理と生活環境の充実

\* 予算の適正な執行に努める。

\* 利用者の財産管理、文書・諸帳簿の整理保管、建物・設備等の保守、点検、修理、改善に努め明るい生活環境の維持充実に努める。

## 6 職員の研修

\* 社会の動き、多様化するニーズに応え、よりよい処遇を目指して職員の専門的知識の吸収・資質向上のために一層の努力をする。

\* 施設内における研修はもとより、各種の施設外研修会への積極的に参加し、専門職員としての資格取得へ向けての努力や、他施設の見学等により見聞をひろめ、豊かな知識を身につけ教養を深める。

\* 新規採用職員については、「新任職員マニュアル」に基づき、福祉従事者としての基礎

的教育を行なう。

- \*介護技術の向上にむけて知識・技術習得のため、毎月、全職員の定例研修会研修・教育を実施する。及び、随時「介護キャリア段位制度」に取り組み介護プロフェッショナル認定を進めていく。
- \*職員の安全衛生及び福利厚生、労働災害の防止、健康の保持増進に寄与するため「安全衛生管理規定」を定め、「安全衛生計画」を作成し、職場における安全と健康を確保し快適な職場環境を推進する。
- \*同法人事業所間の交流（合同）研修及び人事異動を実施し、職務の活性化を促進する。また、昨年度に引き続き外部講師を招いての研修を実施し、業務改善や更なる組織力向上を図る。

## 7 地域との連携・貢献

- \*利用者の介護サービス向上のために、施設を地域社会に解放し、諸々の機会を通じて地域住民との交流を図り、その中で、利用者自身に社会の一員である事を自覚していただき生活の自立支援を促進するよう配慮する。
- \*専門的機能を有する福祉資源としての施設は、その機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等と連携をとりながら、「生計困難者レスキュー事業」に積極的に関わり、地域での生計困難者を支援する。また、公民館単位での「介護教室」を開催し介護保険サービス等の普及活動を実施する。

## 8 ボランティアや実習生の受け入れ

- \*ボランティアを積極的受け入れによって多くの人々との社会交流を深めるとともに施設の在り方・内容等についての認識を高め、かつ社会的ボランティア思想の高揚に努める。
- \*地域の小中学校の体験学習や、夏祭りのボランティアを率先して受け入れ、施設機能について理解していただく。
- \*大学、専門学校、訪問介護員、資格取得等のための介護実習の積極的な受け入れを行い、将来の社会福祉従事者育成及び社会貢献に協力する。

## 9 家族通信

- \*利用者の依頼に応じて、随時電話・郵便等で通信を行うとともに『ふるさとだより』を発行して利用者の生活状況等を周知し、かつ家族と施設との連帯感を深める。

## 10 家族会

- \*利用者・家族・施設とのつながりを一層親密にするために、施設での諸行事への参加をよびかける等、家族会の協力を求め、利用者の幸せのために共に努力する。

### 1 1 苦情解決委員会

\*「苦情解決委員会要綱」に基づき、「苦情解決委員会」を設置し、苦情受付のための「意見箱」を設け、利用者及びその家族から苦情に迅速かつ適切に対応する。

### 1 2 事故防止委員会

\*介護事故発生の防止及び再発防止のため「事故防止委員会」を設置し、安全対策の検討と徹底に努める。

### 1 3 身体的拘束等適正化委員会

\*介護保険指定基準の身体拘束禁止規定に基づき、利用者の生命又は、身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、利用者の人権を侵すような（身体的、精神的、社会的）拘束は行わないものとし、「身体的拘束等適正化委員会」を設置し、併せて高齢者虐待防止対策も図り廃止や改善に努める。

### 1 4 衛生委員会

\*「安全衛生管理計画」に基づき「衛生管理委員会」を設置し、労働災害の防止と職員の健康保持増進を図る。

全職員毎年1回、職員自身のストレスヘルス不調を未然に防止することを目的とした「ストレスチェック」を実施する。

### 1 5 感染対策委員会

\*「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策指針」に基づき「感染対策委員会」設置し、利用者の安全管理、感染症の予防と発生時の対応を行う。

### 1 6 褥瘡防止委員会

\*「褥瘡対策指針」に基づき、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

### 1 7 入所検討委員会

\*「指定介護老人福祉施設入所指針」に従い、「入所検討委員会」を設置し、入所決定過程の透明性・公平性を確保する。

### 1 8 その他

\*生活困窮者に対して、利用者の申し出により社会福祉法人等による利用者負担軽減措置を実施するものとする。

# 平成 3 1 年 度 事 業 計 画 書

## (居宅介護支援センターふるさと)

### 1 基本方針

居宅支援事業者は、在宅で生活している利用者のケアプラン(居宅サービス計画)を介護支援専門員(ケアマネージャー)が、利用者や家族の希望に沿った、その人らしい生活がおくれるよう支援する。また、各事業者が利用者に対して安全かつ安定した介護サービスを提供しているかを確認し、介護や支援を必要とする利用者へ保健・医療・福祉サービスなどが適切に受けられるよう支援する。

### 2 分野別重点取組み方針

	重点取組み方針
自立支援介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療から介護への流れの中で、本人の意思の尊重を重視して、住み慣れた地域へ戻って自立した生活が出来るように、医療従事者との連携を図りたい。</li> <li>・ 又、地域共生社会の実現のために、障害者福祉の研修会等へも積極的に参加して知識を深め、利用者の皆さんが自立して生活が出来るよう相談援助等の実施を行う。</li> </ul>
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の皆さんが在宅へ戻っての生活が自立して行えるように、本人・家族・専門職と退院前のカンファレンス・自宅状況確認を実施し、出来る限り疾病前の生活へ戻れるように支援を行う。</li> <li>・ 又、災害に備えた自宅生活等へのアドバイスや、自宅で介護困難となった場合の市内施設との連携を検討し、支援が出来るようなシステム作りを行う会議を実施する。</li> </ul>
ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアマネジメントの理念に基づき、本人の自立に向けた支援のケアプラン作成を実施し、本人・家族へ在宅で過ごす意義の説明を実施する。</li> <li>・ 又、主任ケアマネの更新に向けて研修会へ参加し、知識・技術を取得し、ケアマネ会議等で職場の同僚への伝達を実施していきたい。</li> </ul>
地域貢献・交流	<p>地域行政区長や老人会長とコミュニケーションを取り、又、地域へ出かけて地域の皆さんと一緒に介護教室や認知症予防対策教室を定期的に開催することによって、法人の有する地域包括ケアへの専門的知識・技術を広める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 又、法人施設の機能や介護保険外のサービスを法人内で随時検討し、施設機能を生かした地域支援事業の検討も行う。</li> </ul>

### 3 サービス目標

- (イ) 居宅サービス計画の作成  
介護サービス利用者の意向を聞き、実際のサービスを行う市町村や居宅介護支援事業者、施設事業者・医療関係者等との間を連絡調整しながら、本人に合ったケアプランの作成を行う。
- (ロ) 要介護認定申請の代行、認定調査の実施。
- (ハ) 福祉サービス利用申し込みの申請代行等の実施。
- (ニ) 介護保険制度の説明。
- (ホ) 介護に関する身近な相談の対応
- (ヘ) 毎月在宅を訪問し、利用者・家族へのモニタリングを行いプランの検討を実施する。

### 4 事業所の管理体制

- (イ) 予算の適正な執行に努める。
- (ロ) 利用者の個人情報の管理、文書・諸帳簿の整理保管に留意する。

### 5 職員の研修

- (イ) 社会の動きや多様化するニーズに応え、よりよいケアをめざして職員の専門的知識の吸収、資質向上のために一層の努力をする。
- (ロ) 施設内における研修はもとより、各種研修会への積極的参加および専門職員としての資格取得への努力・他施設の見学等により見聞をひろめ、豊かな知識を身につけ教養を深める。
- (ハ) 長崎県介護支援専門員連絡協議会へ入会し、他事業所との意見交換等を行い、介護保険制度等の改正情報をいち早く入手し、事業内の研修を通して知識を共有する。
- (ニ) 法人内介護支援専門員の質の向上と連携を深めるために、月1回の研修会を開催して情報共有を図る。

### 6 地域との連携・貢献

- (イ) 利用者へのサービス向上のために～  
事業所を地域社会に解放し、諸々の機会を通じて地域住民との交流を図り、その中で利用者自身に社会の一員である事を自覚していただき、生活の自立支援を促進するよう配慮する。

(ロ) 地域福祉、在宅福祉の向上のために～

専門的機能を有する事業所は地域社会の大切な福祉資源でもあり、これを地域に広く解放してその機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等と連携をとりながら、各地域住民との交流を深め、ニーズ充足に貢献する。

(ハ) 社会福祉法人の地域貢献について

地域ケア会議へ積極的に参加し、法人ふるさとの有する機能を今まで以上に地域住民に理解していただき、老後を「住み慣れた町」で安心して暮らせるよう「地域包括ケアシステム」構築に貢献する。

また、社会貢献活動として、他法人・他事業所と連携を密にとり、生計困難者への心理的不安の軽減や、公的な制度やサービス等への橋渡しを行うなどの相談・支援事業を実施する。

# 平成31年度事業計画書

(グループホームふるさと・第2グループホームふるさと)

## 1. 基本方針

現在、国が進める「地域包括ケアシステム」における重点施策の一つに認知症ケアの強化が挙げられているように、グループホームには今後さらに認知症ケアの専門性を地域に還元することが求められている。

認知症ケアを実践する社会資源として、行政・地域と連携し、地域の交流拠点となりながら、さまざまな福祉ニーズに応えられる施設運営に努める。

また、老人福祉法の理念に基づき、利用者個々の人格を尊重し、「一日一日を大切に」生活していただけるよう、法人の経営理念である「和」のもと「思いやり」と「共助共援」の心をもって業務を遂行する。

## 2. 分野別重点取組み方針

重点取組み方針		
	グループホームふるさと	第2グループホームふるさと
自立支援介護	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者の思いや、有する能力（できる事・できそうな事）を把握し、それを維持・向上させるような生活支援ができる。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター方式 C-1-2 シートを活用して、ご利用者の思いを探る。</li> <li>・ケアプラン更新時や状態変化時に、フェイスシートの見直しを行う。</li> </ul> <p>個々の思いや有する能力の維持・向上に繋がるような活動や生活リハビリを、ケアプランに反映する。</p>	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者にとって充実した生活が送れるようにしたい。</li> <li>・レクリエーションを行う機会を増やしたい。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者や家族の方に希望を聞きながら、その中で可能なプランを取り入れて実施していく。</li> <li>・両棟での交流の為、季節を感じられるような行事や食事を実施する。(月に1回)</li> </ul>

<p>安全対策</p>	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員がご利用者個々の具体的なリスクの把握ができ、ご利用者の安全な生活を守る事ができる。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じご利用者で同様なケースの事故やヒヤリハット発生があった時は、ケース会議（ユニット会議）にてその原因についての分析を行う。</li> <li>・重大事故発生時は、当事者職員を主として速やかに検証・対策立案を行う。</li> <li>・事故・ヒヤリハット報告書を毎月集計し、安全管理対策委員会で報告する。</li> </ul>	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒヤリハットに対する意識が低下する事なく維持していきたい。</li> <li>・事故防止の為、より具体的な対策を立てたい。また離設時、冷静に動けるようにしたい。</li> <li>・事故や急病時の連携強化を図りたい。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミーティングでの報告や問題集への取り組みなどQCで行った事を取り入れ、ヒヤリハットの定着させていく。</li> <li>・安全管理委員会の議事録を周知し、回覧していく。</li> <li>・離設時の訓練も計画し、実施していく。</li> <li>・事故防止対策を立てる時は、シェルモデルを活用していく。</li> <li>・事故や急病時は、看護師、金森医院・特養との連携を迅速に行う。</li> </ul>
<p>不適切ケア対策</p>	<p>《目標》</p> <p>園チーム全体で“適切なケア”が当たり前前にできる。</p> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束等適正化委員会で、不適切ケア（身体拘束・虐待など）案件の有無確認や事例検討を行い、事例検討を通して不適切ケアについての意識を高める。</li> <li>・ご利用者やご家族からの要望や苦情は丁寧に聞き取り、その都度記録に残す。</li> </ul>	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月利用者の状態について振り返りを行い、より良いケアを行なっていきたい。</li> <li>・身体拘束防止や不適切ケアについての振り返りを行いたい。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット会議でケアカンファレンスを行い、その都度利用者の状態について把握し、必要に応じて対策を立てて実施していく。</li> <li>・安全対策委員会と併せ身体拘束適正改善委員会を実施する。また、運営推進会議でも一体的に実施する。</li> <li>・虐待の芽チェックリストを使用し、不適切ケアについて振り返りを行う。</li> <li>・不適切ケアを見かけた場合や、それが疑われる時は、職員間で注意しあう雰囲気を作る。</li> </ul>



<p>ケアマネジメント</p>	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご家族とケアプランを作り、モバイルでの支援経過記録を、より具体的に、充実した内容にする。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルでの支援経過記録方法について、ケアプラン担当職員個別に説明・指導を行う。</li> <li>・ケアプラン更新月には、ご家族にモニタリング会議の出席案内をする。</li> </ul>	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なアセスメントに基づいたケアプランを立て、チームとして統一したケアを提供したい</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター方式を用いて実践者研修のプロセスを活用して統一したケアに取り組む。</li> </ul> <p>(QC活動として)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各職員がセンター方式の活用が出来る様に勉強会を実施する。</li> </ul>
<p>環境衛生</p>	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者が、安全で衛生的な生活環境の中で、気持ちよく過ごすことができる。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掃除箇所よっての定期的な掃除・点検の日を設定し、その日の早出者が午後から行う。</li> <li>＊第1日曜日⇒居室・トイレ換気扇・エアコンフィルター点検)＊第2日曜日⇒和室・倉庫 ＊第3日曜日⇒厨房(換気扇・冷蔵庫フィルター)</li> <li>・毎月一回(第4水曜日)の掃除チェックは、その日の早出者が隣の棟の掃除チェックを行う。</li> </ul>	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染対策や美化に対する意識の向上を図</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染対策に向けて、看護師を中心に研修会を実施する。</li> <li>・日頃から、共有スペースや各居室の整理整頓を行う。また見えない部分も、担当を決め、定期的に清掃していく。</li> </ul>
<p>防災対策</p>	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に職員が、それぞれの役割を認識して状況に適した動きができる。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に関する事前予測を行い「災害対策タイムラインマトリックス」を作成する。</li> <li>・BCP(災害時事業計画)を作成し、BCPに沿った訓練を実施する事で、職員がその存在と内容をしっかりと把握しておく事ができるようにする。</li> </ul>	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理意識と技術の向上を図りたい。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の避難訓練だけでなく、様々な状況の搬送方法などについても出来る様に実施していく。</li> <li>・BCPも新しくなっている為、周知し防災に対する意識を高めていく。</li> <li>・火災だけでなく、様々な災害を想定した訓練を取り入れていく。</li> <li>・備蓄品、必需品を3ヶ月に1度チェックする。</li> <li>・地元消防団との避難訓練についても、引き続き実施して行く。</li> </ul>

<p>人材育成</p>	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チーム全体を巻き込んだ業務改善ができ、業務の質の向上ができる。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・QC活動のテーマ設定から職員全員で行う。</li> <li>・テーマは運営目標に加えて、委員会活動の中で進め、定期的に振り返りと改善の検討を行う。</li> </ul>	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各職員の「出来る」を増やしたい。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出来ていない所はフォローしながら、少しずつ出来る事を増やしていける様に、指導していく。</li> <li>・本部との連携を図り、働きやすい環境作りを行う。</li> <li>・チャレンジシートで決めた内容は、必ず実行出来る様に声掛けやアドバイスをを行い、職員の「出来る」を増やす。</li> </ul>
<p>地域との交流</p>	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的にご利用者にとって内容のある個別外出を実施する。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご本人やご家族との関わりの中から、その方の生活歴の情報を引き出し、フェイスシートに記録する。</li> <li>・個別に要望を伺い、希望に沿った地域への外出を実施する。</li> </ul>	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外出の機会をふやし、地域との方々と交流を図りたい。</li> <li>・過去の行事を振り返り可能な行事を行いたい。</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外出の機会を増やす為、勤務表作成時に前もって計画し、実施して行く。</li> <li>・各利用者の出身地で行われている行事などに参加し、地域の方々と交流を実施する。</li> <li>・以前行っていた行事を見直し（さいかい井の会食等）少人数でも実施していく。</li> </ul>
<p>施設管理</p>	<p>《目標》</p> <p>ご利用者の生活環境を安全に整える</p> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補修または取り換え工事の見積もりを依頼する。</li> <li>・床暖房設備は、15年経過しているため部品等がないので、新品の機械への交換として、チョープロに見積もりを依頼している。</li> </ul>	<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両や施設備品の手入れや管理を行いたい</li> </ul> <p>《目標達成計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修工事を行い、様々な部分が新しくなっているので、丁寧に扱うようにミーティングで、各職員に促していく。</li> <li>・月に一度、洗車や、施設設備、備品のチェックを行う。</li> <li>・汚染、破損を発見したら速やかに報告し、対処する。</li> </ul>

### 3. 介護サービス目標

- (6) 利用者が日々意欲をもって穏やかに生活を過ごしていただけるように、必要な支援と介護を行う。
- (7) 認知症に対しての正しい理解と人権尊重を第一義とし、受容する事に努める。
- (8) 職員は、日々積極的に活動し、利用者の心身機能の維持、健康増進、障害の回復等を目指し、利用者の意思に沿った「介護サービス計画」を作成し、自立支援に努める。
  - \* 職員は、それぞれの職務において法人理念である「共助共援」「和」と「思いやり」の指標をもって、個々の問題解決や心理的・社会的ニーズの充足を図り、「生きがい」ある余生がおくれるようにしていただく。
  - \* 終末ケア（看取りケア）を実践する場合は、「看取りに関する指針」に基づき、出来る限りの援助に努め、安らかな終末をむかえていただく。
  - \* 職員は、同一目標のもとに一致協力して、一人一人の老人のよりよい介護サービスに努力する。
- (4) 身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (5) 人権擁護、虐待防止に向けて、職員の知識の向上と環境の整備に努める。

### 4. 利用者へのサービス内容

#### (2) 日常生活面での配慮

##### (イ) 居室の整備

- \* 個々のプライバシーを守る。
- \* 利用者の私物・所持品を可能な限り認め、これを身近に置くことで、安心感を持っていただく。
- \* 身近の整理整頓・臭気排除のため換気・通風等に留意する。

##### (ロ) 衣類

- \* 常に清潔に、身綺麗にしていいただけるよう配慮する。
- \* 利用者の要望に応じて選択出来るように、定期的に外部へ買い物を行う。
- \* 四季折々、衣替えの時期には家族にご協力を依頼し、面会を兼ねて、衣類の整理、衣裳ケースの整頓を利用者と一緒に行っていただく。

##### (ハ) 食事

- \* 利用者の健康保持のために、食事は重要な役割を持つ。カロリー、栄養のバランスを考慮した献立表をもとに、給食委員会にて更に検討を加え、四季折々の新鮮な野菜・果物・鮮魚等、季節にさきがけて供し食生活にうるおいを持たせ、また個々の症状に応じた特別食や郷土料理を盛り込んだ楽しい行事食・おやつ等には、特に趣向をこらす等留意する。

- \* 行事食ではバイキングや模擬店等催し、お互いの「ふれあい」を一層深めていただく。
- \* 毎日の食事でも場所・環境の設定に変化を持たせ、楽しい食事が出来るように配慮する。

(ニ) 介護・介助

排せつ・食事・入浴・衣類の着脱・身辺整理・私物の管理・歩行等あらゆる生活面において、利用者の身体上・精神上の支えとなり、職員は自立支援に必要な専門的知識・技術を研修し、常に学びながら利用者と共に努力する。

(ホ) 災害対策

- \* 法人の非常災害対策計画に沿った避難訓練を実施する。
- \* 防災・防火設備の点検励行、月1回の避難訓練、年2回の総合訓練を実施すると共に、夜間における緊急出動訓練、並びに避難訓練を随時実施する。また、地元関係者との防災災害懇談会を設け、協力体制の確立を図る。
- \* 基準を上回る夜勤者2名を配置し、夜間における防災管理体制を確立する。
- \*

(2) 保健医療

(イ) 保健衛生

- \* 利用者の健康状態の把握、環境整備、また介護時の手洗等の清潔動作に努める。特に厨房関係では食品管理、消毒、殺虫等に細心の注意を払う。
- \* 利用者および職員は、感染症マニュアルに基づき感染症予防に努める。
- \* 健康教室を年2回以上実施する。
- \* 職員の健康管理には充分留意する。

(ロ) 疾病の治療

協力医院による定期往診（2週に1回）を行い、必要に応じ随時外来受信・往診を依頼し、状態によっては専門医への診療または入院もなされる。

(ハ) 医療連携体制

医療連携体制加算にもとづき看護師を配置する。毎週1回の状態観察を基に主治医と連携して、患部治療・投薬・検査または利用者の個々の健康・衛生に関する支援等を行う。

(ニ) 機能回復訓練

医療残存機能の維持向上と認知症の維持緩和を図るために、日常生活基本的動作訓練（生活リハビリ）、作業療法（おしぼりやエプロンたたみ、野菜の皮むき等）を行う。

(3) 趣味活動・レクリエーション

- (イ) 「生きがい」対策として、各クラブ活動（書道・絵画、生花・手芸・カラオケ・雑巾縫いなど）および楽しいレクリエーション等の支援を行い、個々の趣味活動を

ひろげ（自由選択）積極的参加を呼びかける。

- (ロ) 地域での諸行事等に大いに参加し、レクリエーション活動として郷里めぐり、ドライブを行い外出の機会を増やし楽しみを持っていただく。
- (ハ) 教養講座の一つとして、町内の5ヶ寺に月1回のご法話を依頼し、教養を深めていただく。

## 5. ホームの管理と生活環境の充実

- (イ) 予算の適正な執行に努める。
- (ロ) 利用者の財産管理、文書・諸帳簿の整理保管、建物・設備等の保守・点検・修理、改善に努め、明るい生活環境の維持充実を図る。

## 6. 職員の研修

- (イ) 社会の動きや多様化するニーズに応えるよりよいケアの提供をめざし、職員の専門的知識の吸収、資質向上のために職員のスキルに合わせた総合的かつ体系的な研修を行う。
- (ロ) 施設内における研修はもとより、各種研修会への積極的参加および専門職員としての資格取得への努力・他施設の見学等により見聞をひろめ、豊かな知識を身につけ教養を深める。
- (ハ) 同法人事業所間の交流(合同)研修及び人事異動を実施し、職務の活性化を促進する。また、昨年度に引き続き外部講師を招いて研修を実施し、業務改善や更なる組織力向上を目指す。
- (ニ) 介護サービス評価基準を用い、サービスの質の向上への取り組みを促進する。

## 7. 地域との連携

- (イ) 地域密着型サービスとして～  
施設を地域社会に解放し、様々な機会を通じて地域や地域住民との交流をはかり、その中で、利用者自身が社会の一員である事を自覚していただき、生活の自立支援を促進するよう配慮する。
- (ロ) 地域福祉、在宅福祉の向上のために～  
専門的機能を有する施設は地域社会の大切な福祉資源でもあり、これを地域に広く解放してその機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等と連携をとりながら、各地域住民との交流を深め、ニーズ充足に貢献する。

## 8. 運営推進会議

地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催し、事業所のサー

ビス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等を行う。

## 9. ボランティアの受け入れ

ボランティアの積極的受け入れによって多くの人々との社会交流を深めるとともに、施設の在り方・内容等についての認識を高め、かつ社会的ボランティア思想の高揚に努める。

## 10. 家族への通信

利用者の依頼に応じて随時、電話・郵便等で情報提供を行うとともに「ふるさとだより（年4回）」及び「グループホームだより（各事業所・毎月）」を発行して利用者の生活状況等を周知し、かつ家族と施設との連帯感を深める。

### 11. 家族会

利用者・家族・施設とのつながりを一層親密にするために、施設での諸行事への参加を呼びかける等、家族会の協力を求め、利用者の幸せのために共に努力する。

### 12. 苦情解決委員会

社会福祉法第82条にもとづく「苦情解決委員会」を設置する。

### 13. 事故防止委員会

介護サービスの提供による、事故を未然に防止する為、事故防止委員会を設置する。

### 14. 身体拘束等適正化委員会

身体拘束の適正化を図る為、身体拘束等適正化委員会を設置する。

### 15. グループホーム自己評価

グループホームサービス評価項目にもとづき年に1回、自己評価を実施する。

### 16. グループホーム外部評価

年に1回、基本情報を公開しかつ指定団体による外部評価の調査を受ける。グループホームのサービス提供内容と利用者の生活環境に対する点検と講評を受ける。

# 平成31年度事業計画

## (小規模多機能ホーム ふるさと)

### 1 小規模多機能ホームふるさと 援助目標

援助を必要とするご利用者が、住み慣れた自宅や地域でつながりのある人々とともに、在宅で暮らし続ける事が出来るように、ご利用者またその家族のさまざまなニーズを柔軟に組み合わせた援助を行い、地域に愛される事業所を目指す。

### 2 事業の目的

要介護・要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

### 3 運営方針

- 1 本事業所において提供する小規模多機能居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、その人らしく、地域の中で安心して在宅生活がおくれるように、常に利用者の立場でのサービスの提供に努めるとともに、個別に「小規模多機能居宅介護計画」を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 職員は、利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法等について、わかりやすく説明をする。
- 4 職員は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 職員は、常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 本事業所は、地域密着型サービスとして、併設の認知症対応型共同生活介護事業所と連携して、地域に根ざしたサービスを提供する。

## 4. 分野別重点取組み方針

	重点取組み方針
自立支援介護	<p>【目標】            昨年の目標を継続、自立支援に力を入れたケアプランの作成と、職員による支援方策の理解と情報共有の徹底</p> <p>【目標達成計画】            生活の中での機能向上を目指した個別計画に基づき、利用者本人が意識しながら自立支援へと繋がっていくような支援体制を構築していく。</p>
安全対策	<p>【目標】            ヒヤリハット・事故検証を充実させる</p> <p>【目標達成計画】            利用者の体調や認知症の進行・変化をしっかりと把握し、起こりうるリスク等をしっかりと検討していく。また、体調や状態に応じた福祉用具の検討を実施していく。</p>
不適切ケア対策	<p>【目標】            身体拘束廃止に向けた取り組みに基づく研修と職員のメンタルヘルスケア</p> <p>【目標達成計画】            職員のメンタルヘルスを意識し、管理者を中心に個別面談を実施する。また、併設施設であるシニアマンションの運営に規定されている身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会、職員に対する研修等を併せて実施するなかで、不適切ケアについての意識を高め、質の高いケアの充実を目指していく。</p>
ケアマネジメント	<p>【目標】            アセスメントの充実とそれをしっかりと反映した参加型ケアプランの作成と実施</p> <p>【目標達成計画】            ご利用者に関わるご家族や関係機関をしっかりと巻きこんだケアプランの作成に努め、そのケアプランをもとに「全員参加型」の支援を展開していく。</p>
環境衛生	<p>【目標】            利用者の適切な食品管理と指導</p> <p>【目標達成計画】            居室に冷蔵庫があり、食品を保管しているご利用者が多い為、定期的にチェックし食品の安全な管理を呼びかける。(賞味期限切れのものを処分する事で、盗られた・無くなったという事が多くて確実に実施できていなかった)</p> <p>※害虫駆除／年 2 回            ※中継ポンプ槽清掃／年 1 回</p>



<p>防火・防災・防犯対策</p>	<p>【目標】 防災設備の取り扱いや災害時のシミュレーションを反復訓練する。</p> <p>【目標達成計画】 災害対策へ対しての訓練・研修を実施し、災害対策への理解を深め、自動火災報知機等機器の取り扱いを熟知する。</p> <p>※自家発電機交換・新設</p>
<p>人材育成</p>	<p>【目標】 対人援助技術のスキルアップ</p> <p>【目標達成計画】 ご利用者・ご家族との関わり方を含めた対人援助と教育指導を実施していく。</p>
<p>地域との交流</p>	<p>【目標】 地域別交流会の開催</p> <p>【目標達成計画】 地域の方を対象に茶話会を実施するなど、法人内の交流として、地域別の交流会を検討していきたい。まずは主要地区別に（川内・木場・七釜等）毎月 1 地区開催を検討する。</p>
<p>施設管理</p>	<p>【目標】 老朽化に伴う不具合への早期対応</p> <p>【目標達成計画】 施設設備の点検やメンテナンスを計画的に実施していく。</p>

## 5 介護サービス目標

- 1 利用者が日常生活を「生き生き、にこにこ」と暮らせるように必要な介護と安心感を持っていただくように援助する。
- 2 利用者の正しい理解と、人権尊重を第一主義とし、受容する事に努める。
- 3 職員は、日々積極的に「生き生き・きびきび」と活動し、利用者の心身機能の維持、機能回復等を目標とし、利用者・家族の意志に添った「介護計画」を作成し、利用者の日々の様態・希望を勘案し適時適切な援助に自立への援助を惜しまない。
  - \* 職員は職務において「思いやり」と「共助共援」の心をもって、温かく利用者へ接し、個々の問題解決や心理的・社会的ニーズの充足を図り、「生きがい」ある生活がおくれるようにする。
  - \* 職員は、同一目標のもとに一致協力して、一人ひとりの利用者のよりよい介

護サービスの提供に努める。

- 4 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない。(利用者の生命又は身体を保護する為に緊急やむをえない場合を除く。平 13 老発 155)

## 6 利用者へのサービス内容

### (1) 日常生活面での配慮

#### (イ) 食事

- \* 利用者の健康保持のために、食事は重要な役割を持つ。管理栄養士のカロリー計算された栄養バランスを考慮した献立表をもとに、四季折々の新鮮な野菜・くだもの・鮮魚等、季節に感じた食事が出来るようにする。また、個々の状態に応じた特別食や郷土料理を盛り込んだ楽しい行事食・おやつ等には、特に趣向をこらしたものを提供する。
- \* 食事の場所・環境の設定にも変化を持たせ、楽しい食事が出来るように配慮する。
- \* 食事時間は利用者の状況に合わせて、適時適温の食事を提供する。
- \* 在宅での食事支援については、本人・家族の希望をうかがい、自宅のキッチンにて、その都度準備を行う。
- \* 行事食では、併設する認知症対応型生活介護事業所や特別養護老人ホームと合同で行う機会を増やし、お互いに「ふれあい」を深める。

#### (ロ) 介護・介助

- \* 通い・訪問時・泊りの全利用者に対して、排泄・食事・入浴・更衣・部屋の掃除や移乗・移動等生活面すべてにおいて、利用者の身体上精神上的の支えとなり、自立支援に必要な専門的知識・技術で利用者の支援を行う。

#### (ハ) 災害対策

- \* 防災・防火設備の点検励行、施設内での避難訓練等月 1 回は実施する。又、在宅訪問時はガス・電気設備等の点検を行い、火災等が起こらないよう確認する。
- \* 夜間・深夜においては夜勤者 1 名を配置し、夜間における防災管理体制を確立する。また、併設する認知症対応型生活施設との連携協力体制を作り、有事の際には一致協力し安全に努める。
- \* 地域住民の皆様への協力依頼として、関係各種団体等との防災懇談会を年 1 回、法人内全事業所で行う。

### (2) 保健医療

#### (イ) 保健衛生

- \* 利用者の健康状態の把握、環境整備、また介護時の手洗い等の清潔動作を遵

守する。特に厨房関係では食品管理、消毒、殺虫等に細心の注意を払う。

- \* 利用者及び職員は、感染症マニュアルに基づき感染予防に努める。
- \* 健康教室を年 2 回実施する。
- \* 職員の健康管理には充分留意する。

(ロ) 疾病の治療

- \* 必要に応じて随時外来受診・往診の依頼をかかりつけ医へ行き、看護師より状態報告を行う。また状態によっては専門医への診察、協力病院への入院も実施する。

(ハ) 機能回復訓練

心身の機能維持向上のために、日常生活動作訓練（生活リハビリ）、作業療法（指先を使った作業等、野菜の皮むき、洗濯物たたみ）の訓練後には、電気治療器を使って痛みの緩和を図る。

(3) 趣味・レクリエーション活動

- (イ) 利用者の「生きがい」対策として、地域の特性や利用者の生活環境・趣向に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業など多様な活動を支援する。
- (ロ) 郷里めぐりやドライブ、買物等の外出の機会を増やし楽しみを持っていただく。また地域で行われる諸行事等への参加も積極的に行う。

## 7 施設管理と生活環境の充実

- (イ) 予算の適切な執行に努める
- (ロ) 利用者への文書、諸帳簿の整理保管、建物、設備等の保守、点検、修理改善に努め、明るい生活環境の充実に努める。

## 8 職員研修

- (イ) 社会の動き、多様なニーズに応えるよりよいケアの提供を目指し、職員の専門的知識の吸収、資質向上のために職員のスキルに合わせた総合的かつ体系的な研修を実施する。
  - (ロ) 事業所における研修はもとより、各種研修会への積極的参加および専門職員としての資格取得へ向けての努力・他施設の見学等により見聞を広め、豊かな知識を身につけ教養を深める。
  - (ハ) 職務のマンネリ化を防ぐ意味において、同法人内事業所での人事異動を実施し、常に新鮮な職場であるように心がける。
- (ニ) 介護サービス評価基準を用い、サービスの質の向上への取り組みを促進する。

## 9 地域との連携

### (イ) 地域密着型サービスとして

事業所を地域へ開放し、様々な機会を通じて、地域や地域住民との交流を図り、その中で利用者自身が社会の一員である事を自覚していただき、生活の自立支援を促進するよう配慮する。

### (ロ) 地域福祉、在宅福祉の向上のために

専門的機能を有する事業所は、地域社会の大切な福祉資源であり、これを地域に広く開放して、その機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等との連携を取りながら、各地域住民との交流を深め、ニーズ充足に貢献する。

## 10 運営推進会議

地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催し、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等を行う。

## 11 ボランティアの受け入れ

ボランティアの積極的な受け入れによって多くの人々との社会交流を深めるとともに、事業所の在り方・内容等についての認識を高め、かつ社会的ボランティア思想の高揚に努める。

## 12 家族への通信

利用者の依頼に応じて随時、電話・郵便等で情報提供を行うとともに、法人事業所で発行している「ふるさとだより」にて、事業所内での生活状況等を周知し、かつ家族と事業所との連帯感を深める。

## 13 苦情解決委員会

社会福祉法第 82 条にもとづく「苦情解決委員会」を設置する。

## 14 事故防止委員会

介護サービスの提供による、事故を未然に防止するため、事故防止委員会を設置する。

## 15 小規模多機能居宅介護サービス評価

- 自己評価…小規模多機能居宅評価項目に基づき年に1回、自己評価を実施する。
- 外部評価…自己評価の内容を西海市や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議で報告し、サービス提供内容と利用者の生活環境の点検及び講評を受けた上、公表する。